

令和4年9月定例会 消費者・環境対策特別委員会（事前）

令和4年9月12日（月）

〔委員会の概要〕

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料（その2））

【報告事項】

○PPA等活用による太陽光発電の普及促進について（資料1）

○第9次総量削減計画（案）について（資料2-1，資料2-2）

○県内における「死亡野生いのしし」での「豚熱」の初発生と対応について（資料3）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

それでは、9月定例会に提出を予定しております消費者・環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、私からは歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係の事項につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計についてでございます。

このたびの補正予算額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、1,041万5,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で31億1,768万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。部別主要事項説明でございます。

グリーン社会推進課の計画調査費の摘要欄①のア、徳島まるごと脱炭素バーチャルパビリオン事業では、未来技術のショーケースである大阪・関西万博に向け、とくしまバーチャルパビリオンを活用し、水素をキーテクノロジーとしたグリーン社会の情報発信コンテンツを開発するための経費として、1,000万円の補正をお願いしております。

また、消費者政策課の消費者行政推進費の摘要欄①のア、消費生活センター戦略拠点機能強化事業では、電気料金高騰に伴う経費の増加を賄うため、41万5,000円の補正をお願いしております。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告申し上げます。資料1を御覧ください。

P P A等活用による太陽光発電の普及促進についてでございます。令和3年12月に策定いたしました徳島県版・脱炭素ロードマップの重点施策である自然エネルギー最大限導入への取組として、県内の住宅等所有者が初期費用0円で太陽光発電設備や蓄電池の設置が可能なP P A（電力販売契約）やリース等を扱う事業者を令和4年7月29日から募集を開始いたしましたところ、現時点で、県内事業者及び県内に事業所がある事業者の計2社より申請がありました。

9月9日より、事業者と事業プランについて県ホームページ等で周知を開始しており、引き続き、県民の皆様に安心してP P A等を御活用いただき、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電の普及促進を図って参ります。

次に、資料2-1を御覧ください。第9次総量削減計画（案）の概要についてでございます。

本計画は、瀬戸内海の水質改善を図るため、海域に流入するCOD、窒素、りん汚濁負荷量の総量を規制する計画でございます。

さきの6月定例会において、素案について御論議いただき、その後、6月13日から7月12日にかけて、パブリックコメントを実施するとともに、徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を踏まえ、計画（案）として取りまとめたところでございます。

素案からの主な変更点といたしまして、下段のV、各種施策の一番右側、基盤となる施策の推進におきまして、豊かな水環境の次世代への継承に向け、山・川・里・海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた、子供たちへの水環境教育の充実を盛り込むとともに、海岸生物調査や水生生物調査を地域住民や民間団体と連携して実施するなど、里海づくりの普及啓発のための施策をより一層推進することとしております。

当計画につきましては、今議会で御論議いただいた後、10月中に策定してまいりたいと考えております。詳細につきましては、資料2-2を御参照ください。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉岡農林水産部副部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料（その2）の3ページでございます。繰越明許費でございます。

関係機関等との調整により、現時点で繰越が見込まれる森林整備課の治山事業費について、合計で、1,170万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

1点、御報告させていただきます。資料3を御覧ください。

県内における死亡野生いのししでの豚熱の初発生と対応についてでございます。1、経緯でございますが、去る7月20日、徳島市上八万町で発見された死亡野生イノシシについて、PCR検査の結果、豚熱の陽性反応が確認されました。その後、国の検査機関における確定検査の結果、7月25日、県内初の豚熱感染が確認されたところです。

県では、直ちに危機管理会議を開催し、庁内関係部局との情報共有を図るとともに、養豚場における発生予防対策の徹底、野生イノシシにおけるまん延防止対策の徹底、相談窓口の設置による正確な情報提供について指示がなされたところです。

次に、2、野生イノシシにおける豚熱の感染確認状況でございますが、7月25日の県内

初確認以降、これまでに、3市町村で9頭の陽性が確認されている状況であります。

3、本県の対応状況でございますが、（1）養豚場における発生予防対策の徹底といたしまして、県内全養豚農家に対し、消毒用消石灰・消毒薬を緊急配布するとともに、県内食肉処理施設における交差汚染防止対策や食肉検査の徹底を図っているところです。（2）野生イノシシにおけるまん延防止対策の徹底といたしまして、感染確認区域における野生イノシシの捕獲強化や捕獲後の持ち出し制限、野生イノシシの検査体制の強化、（3）相談窓口の設置による正確な情報提供といたしまして、養豚関係者、狩猟者、県民に対する各相談窓口の設置や県ホームページを通じたタイムリーな情報提供を実施しております。

最後に、4、予算措置の状況でございますが、発生予防まん延防止への迅速な対応のため、養豚場に配布する消石灰の購入などに要する経費について、危機管理調整費を活用させていただいたところです。

今後とも、豚熱から本県畜産業を守るため、関係者との緊密な連携のもと万全の対策を講じて参ります。

報告は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

松野県土整備部長

続きますして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

それでは、委員会説明資料（その2）3ページを御覧ください。繰越明許費でございます。繰越明許費を早期に設定することにより、適正な工期を確保し、建設現場の働き方改革をより一層推進するため、このたび繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

このページは、一般会計におきまして、今回新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。水・環境課の翌年度繰越予定額は、8,000万円となっております。

4ページを御覧ください。その他の議案等の（1）令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この事業会計の決算の概要につきましては、さきの6月定例会におきまして、御説明させていただいたところであります。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうから数点聞きたいと思います。まず、先ほど報告があった太陽光発電の初期費用ゼロ円の事業の開始問題についてです。PPA事業者の登録、そして事業者の募集等々行ってこうなったということなのですけれども、募集状況及び選定の経緯等々ちょっと御報告いただけますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

本件におきましては、2050年カーボンニュートラル実現に向けまして、脱炭素化を加速するため、県版脱炭素ロードマップを作成し、県をはじめ市町村、民間企業が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。そういった中、このPPAという初期費用ゼロ円事業ということで県内事業者を募集しましたところ、2社から提案がございまして、御報告のとおり登録事業所につきましては、住宅設備アシスト株式会社と四電エネルギーサービス株式会社の2社になってございます。この2社から御提案のあったプランを9月9日からホームページにアップして、県民の皆様には周知をしているところでございます。

山田委員

2社だったということなのですけれども、2社というのは、まだまだ少ないと思うのです。なぜこういう少ない状況なのかということと合わせて、前の委員会の時に、県民にメリット、デメリット、県内事業者への対応を含めて最終調整すると、こういう御答弁をされていたわけですけれども、どのような最終調整をされたのかという点について御答弁ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

なぜ少ないのかということですが、県内に事業所を置く事業者など、いろいろ要綱のほうで選定事業者について条件を付けていまして、その中には登録プランで採用する設備について施工実績があること。それから財務状況を確認して、健全な財務状況により会社を運営されているといったことで募集しましたところ、やはりPPAという初期費用ゼロに対応できる事業者というのが現時点では2社しかなかったということですが。それと、PPA事業のメリット、デメリットでございまして、県民の皆様が初期費用ゼロで導入できるということが一番のメリットでございまして。そうしたことで、普及促進がなされるということも一つの大きなメリットとなっております。デメリットにつきましては、強いて言えば長期契約になるということで、長期の縛りがあるということですが、長い目で見れば、生活設計がきちんとでき、定額で太陽光発電設備が導入できるといったのも逆に言うとメリットでないかと考えております。

山田委員

デメリットのところは、いわゆるメリットに変わる可能性もあるよということだけでも、長期間、契約が続くということがどうかという点が今挙げられました。これをまた聞くとして、そうしたら、このPPA事業で、2030年までに一体何件の設置を目指していくのかということについてはどうですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、2030年の目標について御質問がありました。現在、県版ロードマップでは、2030年300件というのを目標にしております。

山田委員

300件だということですが、太陽光発電の住宅への設置目標が確か前の答弁で2030年で60パーセントというふうなことになっているのです。この300件というのは、そうしたら一体どれぐらいの比率になるのかと、順調に進んだら何パーセントになるのかということについてお答えください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ロードマップ上では新築の住宅へのZEHの導入が60パーセントということになっていて、飽くまでも、このPPA事業におきましては、現時点では2030年300件という目標を定めておまして、これがどれぐらいの割合になるのか、300件というのがどれぐらいの割合になるのかという点では、要するに県全体の電力需要量に対するその発電の割合ですとか、CO₂の削減効果といったもののお話と思われそうですが、委員おっしゃるとおり確かに、この300件という数字の全体に占める割合は、数字としては非常に小さいものでございますけれども、地道にこういう事業を推進しまして、県民の皆様にも少しでも太陽光発電設備を設置していただいて、自然エネルギーの電力自給率を上げていくと、そういったことでは御理解いただけたらと思います。

山田委員

今の話は、PPA事業でやるけれども2030年300件と。全体から見たら非常にまだ少ないということです。実は耐震化された県内の戸建て住宅が約16万6,000戸と、これも既に議論があるところですが。しかし、そのうちに太陽光発電設備が設置されているのが8,000戸。僅か4.8パーセントなのですね。さっきZEHの目標ということも言われました。新築住宅はもちろんなのですが、既存の住宅を含めてやらないと、なかなかこの自然エネルギーの最大限導入ということにつながらないのではないかと。たびたびそういうことを言っているのですが、それができなかつたら、やはりこの地球温暖化防止対策はどうしても不十分というそしりを県が受ける。だからこういう点も含めて、全体として住宅での太陽光発電設備の設置をどのように進めていこうとしているのかということについて御答弁ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

山田委員から新築、既築にかかわらず、住宅全体での太陽光発電設備の設置について御質問いただきました。太陽光発電設備の設置につきましては、住宅の置かれる立地条件、それから立地の気象条件とかそういったものもございまして、どこで付けても経済性が上がるというものでございませぬし、そういった中から全ての住宅にというのは物理的に不可能かなということもあるのです。ただ、近年は太陽光パネル等の価格低減、エネルギー

価格の高騰から、FIT価格での買取り終了後におきましても、まだ電力を自家消費できるという経済的メリットも高まっておりますことから、太陽光発電設備の導入加速に期待しておるところでございます。今後、県としましては、新築のみならず既築の住宅にも太陽光発電の普及が促進されるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

新築ばかりでなく既築の分についても、太陽光発電設備の設置について促進をしたいと。非常に重要な答弁だと思うのですね。既に長野県はじめ全国各地で、この取組が始まっています。事前委員会ですので詳しくは言いませんけれども、やはり県がそういう立場で原グリーン社会推進課長を中心として、やはりこの取組を大いに進めていってほしいと思うのです。これとの関係で、今もちょっと出たのですけれども、PPA事業とともに、今回共同購入事業が新しい目玉ということになりました。価格も安く調達できて、太陽光発電設備の導入が進むということで、募集開始に向けた取組の状況を御報告ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、共同購入についての進捗状況ということでお話がございました。この共同購入は大量に発注して、そのスケールメリットを生かしまして、県民の皆様にも安く太陽光発電設備を導入していただける、そういう事業でございまして、ただいま共同購入につきましては、今年度中に事業者を決められるように鋭意取り組んでいるところでございます。

山田委員

本年度中という話も出ました。これについては引き続き、付託委員会等々で詳しく聞いていきたいと思っております。

次の問題で、先ほど報告がありました9次の総量削減計画（案）ですね。パブリックコメントが行われたという話もあって、環境部会等の審議も行われたということがありました。それらの議論を通じて、この9次の中でどういうふうに反映されたのかということについて御報告ください。

相原環境管理課長

山田委員から、第9次総量削減計画について、パブリックコメント、また環境審議会の御審議を経て、どのように変更されたのかという御質問がありました。パブリックコメントの結果ですが、6名の方から12件の御意見を頂いたところです。資料2-1を再度御確認ください。第9次総量削減計画（案）の概要の下段、V各種施策に今回三つの戦略をお示ししております。そのうち一番左の汚濁負荷削減による水質保全では、下水道の整備など。真ん中の生物多様性・生産性の確保に向けた水環境の改善では、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理や気候変動への対応など。右の基盤となる施策の推進では、里海づくりの活動についてもっと積極的な啓発を期待する。子供のころからの環境教育が重要。県民が海の大切さを理解し、自分にできることを実践できるよう子供から大人

まで多くの人々へ情報発信を充実させる必要ありなどの御意見を頂きました。また、環境審議会でも子供たちを対象とした環境教育推進などの御意見を頂いたところです。こうした御意見を踏まえまして、素案からの変更点といたしましては、各種施策の右の基盤となる施策の推進のところです。1点目として里海づくりの普及啓発のための施策。新規事業の2番目、山・川・里・海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた子供たちへの水環境教育の充実を盛り込みました。これは子供目線の効果的な教材を里海リーダーと共同で作成するとともに、様々な機会を利用した体験学習や学校、民間団体など多様な場における出前授業を実施することにより、子供たちへの水環境教育を充実させていくものです。また、2番目として、同じく基盤となる施策推進の新規事業の3番目のところです。海岸生物調査や水生生物調査等において、地域住民や民間団体等との連携を更に密にしまして、調査結果についても広く周知するというもので、県民の皆様には海の大切さを理解していただくよう実施するものです。これらの修正を加えまして、今後とも関係部局、地域住民や民間団体等の皆様と連携し、きれいで豊かな徳島の里海の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今、報告があったのですけれども、人材育成と環境教育にかなり重点を絞ってということで具体化を図りたいと。各部局とのこれから相談ということになるのですが、今言われたことは非常に重要なことなのです。それが実際にやられるかどうかというところが一つのポイントになるので、今後のスケジュールも含めて、今言われた中身をどのように各部局で共有してやるようにするのかということについてお伺いします。

相原環境管理課長

人材育成の部分のまず一つ目、山・川・里・海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた子供たちへの水環境教育の実現に向けて、というところでございます。子供目線の効果的な教材を里海リーダーと共同で作成するという際に、里海のこういった子供向けの講座の企画から実施までの分かりやすい動画なども作成をいたしまして、各部局との連携というのは講座作成の中で連携することによりまして、海が中心であった里海リーダー育成講座に森づくりですとか、川の問題とか、そういったところも講座づくりに生かして、御協力を頂いて作成しようと考えております。また、多様な場で出前授業ができるようにというところで、広くこういった環境教育講座の情報発信についても今後検討していきたいと考えております。

二つ目の海岸生物調査や水生生物調査については、以前も連携して実施してきたところですが、実際の調査結果についても、広く県民の皆様には広報できるようにということで、ホームページに調査結果を上げていくことなどを通して実現したいと考えております。

山田委員

令和4年からおおむね5年間かけてということですが、今、相原環境管理課長が言われたことは、例えば今年度中はこういうことを実施したい、その中でもというのがそれぞれあると思うのですけれども、大まかに、そういうスケジュールについて御報告いただけます

か。

相原環境管理課長

いずれの施策につきましても、第9次総量削減計画が策定予定としておりますのが10月中を予定しておりますので、これら今申しました件については、予算の関係もございますので、今年度準備をして、実際の事業への反映は令和5年度からということで予定しております。

山田委員

分かりました。これについても見守っていきたいと思います。

次に、死亡野生イノシシ等々の問題が報告されました。豚熱の問題について聞いていきたいと思います。まず、そもそも論なのですけれども、たびたびこれは委員会でも議論されているのだけれど、豚熱が上八万町で発生したということがあったので、私も地元の皆さんから豚熱って一体何ですか、うつるのですか、というふうな声もあるので、このCSFですね、農林水産省の資料でかなり具体的にうつらないということも書かれているのですが、その豚熱とはということについて、まず伺います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま山田委員から、豚熱とはということで御質問を頂きました。

豚熱につきましては、豚とイノシシがかかる熱性の伝染病でありまして、家畜伝染病に指定されております。豚熱におきましては、平成30年9月、岐阜県において国内で26年ぶりに発生が確認されて以降、これまでに養豚場におきまして17件、83事例の発生が確認されており、35万4,000頭の飼育豚が殺処分されるなど、大きな被害がもたらされております。その感染拡大の要因とされる野生イノシシの感染につきましても、本県を含めまして31都府県にまで感染地が拡大しているという状況でございます。

山田委員

発生状況も今聞いたのですが、今年に入ってから発生状況等々について、まず御報告いただけますか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま山田委員から、今年に入ってから豚熱の発生状況について御質問を頂きました。

令和4年度に入りましての発生状況としましては、4月に茨木県で2件、群馬県で1件、5月に群馬県で1件、6月に群馬県で1件、7月に栃木県で1件、そういう状況でございます。

山田委員

南あわじ市では無かったのですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

野生イノシシでございます。野生イノシシにおきましては、昨年度、淡路市におきまして、死亡イノシシの陽性が確認されまして、昨年末には、南あわじ市で、そして、年変わりまして今年の1月7日に、南あわじ市の福良で、死亡野生イノシシより豚熱の陽性が確認されております。

山田委員

そうですね。1月7日に南あわじ市で発見されたと。ただ、南あわじ市から徳島といったら距離的にも非常に離れていますよね。海も隔てていると。それで、南あわじ市と同じような中身なのかということですよ。かなり離れているということから、一体、この南あわじ市との因果関係も含めて、徳島では11頭出ているわけですけども、その原因等々は今の時点でどういうふうに見えるのですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま山田委員から、南あわじ市での豚熱の発見と本県との因果関係について御質問を頂きました。

豚熱の感染につきましては、感染個体との接触による感染や汚染された豚肉とかを介しての感染とか、人とか車両を介した感染という様々な感染経路がございます。国内における感染地域の多くは、野生イノシシの接触や移動による伝播^{でんぱ}を考えていますが、今回、本県で初めて確認された事案におきましては、死亡イノシシの陽性が確認された兵庫県南あわじ市の発見場所から直線距離で30キロ離れていることから、野生イノシシの移動によるもの、又は感染地域からの人や車両によるものなどの要因によって県内に侵入されたことを考えております。

山田委員

そういうふうな原因と考えられて、最終突き詰めるわけにはいかないけれども。今のところ10頭の陽性確認が、最初に発見した上八万町から比較的隣接した地域でということですよ。今発見されているのは、イノシシのいわゆるうり坊と言われるものだと思うのですけれども。それで、これはその隣接地でまん延していると見るべきなのか、いや県下でもまだ発見されていないけれども、同じような状況が生まれているというふうに見えるべきなのか、その辺はどうなのですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま山田委員から、イノシシの感染エリアの広がりについて御質問を頂きました。

1例目は上八万町で発見いたしまして、発見した地点から半径10キロ圏内におきまして、感染確認区域という地域が設定されます。今回、佐那河内村、神山町と3市町村に感染が広がっていますが、現在、それ以外のところでも死亡イノシシの検査依頼を受けておりますが、感染の確認はしていませんので、それ以外の地域には広がっていないと考えております。

山田委員

一応、ここの範囲内でそういうことが起こっているだろうという状況だということですので。先ほどの1番初めにも係るのだけれども、一般の人たちが、この豚熱について、いろいろな相談に来られたりするのは。相談窓口等も設置されているので、それをどう状況把握されているのかということと、その隣接地域での豚熱を防ぐ対応は、今報告があったのですけれども、もう少し具体的に教えていただけますか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま山田委員から相談窓口設置での状況と、感染拡大を具体的にどういうふうに防いでいくのかという質問を頂きました。

相談窓口につきましては、一例目の発生確認以降、相談窓口を設置いたしまして、これまでに7件ほど相談を受けております。内容といたしましては、ウイルスの侵入経路とか、消毒の方法とか、ワクチンの接種をどのようにしているのかとか、食鳥処理施設における交差汚染防疫対策とか、そういうようなところを養豚関係者から受けておまして、あとは、県民の方と狩猟者の方から各1件、合計2件案内を受けており、それに対して適宜、家畜保健衛生所と当課から通報者に対しまして、回答をお返ししているというところでございます。

それと、感染拡大地域を広げないように、どういうふうに取り組むかという内容ですけれども、それにつきましては、発見時点で10キロ圏内を感染確認区域として設定しますので、この圏内での死亡イノシシを確認した場合には、早急に検査を実施しまして、ウイルスの侵入状況等を的確に判断しまして、養豚農家の方に、その情報を速やかに提供しまして、農家の衛生対策の強化につなげていくというふうには実施しております。

山田委員

これについても見守っていきたいと思います。

最後に緊急案件で1件だけ聞いておきたいと思います。今、社会的な問題になっている旧統一教会の被害問題なのですけれども、全国霊感商法対策の弁護士が相談件数では1987年から2021年まで2万8,236件と、被害総額が約1,181億というふうに報告されています。一方、消費者センターが2018年までに集計した相談件数、被害額は、私のほうが間違いでなかったら2018年までに全国の消費者センター分で6,301件、56億円というふうな数字になるかと思うのです。まず消費者センターの全国の被害状況と本県の県消費者センターの相談件数と被害額について御答弁いただけますか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、消費者情報センターへの相談状況について、霊感商法に関する相談状況についての御質問でございます。

国の数字は私の手元で確認ができないので、確認次第また御報告するのですけれども、県のセンターにおけます相談件数につきましては、平成24年度から令和3年度までの10年間で87件、令和4年度につきましては、8月末登録時点で1件となっております。現在、対応の強化を求める声が高まっております霊感商法、こちらは開運商法とも言われまして、霊感などの特殊な能力により購入しなければ不幸になるなどといった、消費者にその

ままでは重大な不利益が生ずることを示して不安をあおり、契約させる商法でございます。消費者が合理的な判断をすることができない事情を利用したものでありまして、不当な契約として、平成30年に改正された改正消費者契約法において、消費者が取り消す権利が規定されているところでございます。被害金額につきましては、平成24年度から令和3年度までの10年間で、飽くまでも相談者の申出に基づくものなのですけれども、契約購入金額が2,767万8,907円、既支払額が1,365万4,800円でございます。

山田委員

そういう状況だということで、実はこれが今、飯田消費者政策課長から報告があったように、非常に深刻な社会的問題になっております。教団を名乗り、被害相談は連絡をとというふうなことが全国44の都道府県の消費者センターにというマスコミ等の報道もありました。本県の場合は、教団を名乗って、そういう連絡をとというのはあったのかどうか。いつ頃かということについて御報告ください。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、全国の消費生活センターに相談状況を問い合わせているといった報道についての御質問を頂きました。

今、山田委員がおっしゃった報道につきましては、9月6日、世界平和統一家庭連合、旧統一教会の元信者などの支援活動をしている全国霊感商法対策弁護士連絡会が記者会見を開きまして、教会側が全国各地のセンターに対し被害相談について情報を求める申入れをしているとして、これに応じないよう国民生活センターに1日付の文書で求めたというふうな報道がございました。その中には委員がおっしゃったような都道府県の数も出ておったかと思えますけれども、個別のところについては報道にはなかったのかなと思っております。この連絡会からの9月1日付の申入れを受けまして、9月2日に国民生活センターを所管する消費者庁から県に対して、個々の相談の段階で事業者からの要請に基づいて相談状況等を伝えることは控えていただきたいという旨の連絡がありまして、県として承知いたしますとともに、各市町村へ周知を行ったところでございます。県消費者情報センターに対して、個別にどの事業者に関して相談が来ているかということについては、お答えを控えますが、もちろん要請があっても相談内容を伝えることはございません。

山田委員

今、飯田消費者政策課長が言われたように相談があっても個別のことですと、報告するということがあったら大変な問題になってくるので、そこは厳にやってほしい。今後の問題として、今いろいろなところから、相談窓口創設の要望が出ております。私、経営戦略部長の申入れの時にも少し話したのですけれども、徳島県の場合にも相談窓口の創設はどういうふうに図られて、運用されるのかということを知りたいと思います。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、現在の相談の窓口の状況についての御質問がございました。

国におきましては、旧統一教会をめぐる問題に関しまして、悪質商法などの不法行為の

相談や被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報共有するとともに、被害者への救済機関などへのあっせんなど、関係省庁による連携した対応を検討するために、法務大臣の主催によりまして、旧統一教会問題関係省庁連絡会議を8月18日に開催いたしております。その会議での議論を経まして、本年9月5日から現在9月30日までの間、合同電話相談窓口を開設し、旧統一教会問題に関する相談に集中的に対応するとともに、関係省庁に係る既存の各相談窓口においても相互に連携して対応することとされておりました。商品やサービスが介在する契約に関する金銭的な被害に関する相談につきましては、消費者ホットラインにより、各地域の消費生活センターが対応しているところでございます。

山田委員

引き続き、この問題は付託のほうでも取り上げていきたいと思っております。

吉田委員

9月委員会ということで、気候変動の対策について、幾つか今議会に提案されている議案についてお聞きいたします。9月で夏も終わりつつありますけれども、この夏の国際環境NGOの調査で気候変動のいろんな調査の結果が出ているのですが、幾つか御紹介いたします。3月に北極圏で平均より30度以上、南極圏では40度以上高い異常な気温が観測された。この異常気象は気候変動との関係は分かりませんが、今後繰り返されるようなら地球温暖化が要因であると考えられるということです。この調査は、ちょっと1か月くらい前の調査なのですが、日本では観測開始以来初めてとなる6月の猛暑日が連続しました。東京都内で連日1日当たり200人前後の熱中症の搬送があり、6月27日からの1週間で1万4,000人以上も搬送がありまして、前年同時期の11倍以上ということです。カリフォルニア州の森林火災は、7,500ヘクタール消失で6,000人以上が避難しました。もう1か所アフリカのエチオピア、ケニア、ソマリアでは、干ばつで1,000万人以上の子供の健康状態に影響が出ていますということで、近年ではパキスタンの洪水なんかもテレビで取り上げられていますし、日本でも東北の集中豪雨なんかがありました。ということで、気候変動対策に、この委員会に関係されている全庁挙げて一刻も早くあらゆる手を打っていかねばならないというのは皆さん御承知のとおりだと思うのです。

そこで今回、先ほど山田委員から質問がありました徳島太陽光発電初期費用ゼロ円の事業について、2件の業者が選定されたということで、この事業のプランはどのようなプランがあるか、簡単に御紹介をお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、今回のPPA事業者登録制度の関係で、登録事業プランの御質問を頂きました。

現在のところ、2社から事業プランの提示がございまして、一つ目は太陽光パネルのみを設置する太陽光単体プラン。それと二つ目が太陽光パネルと蓄電池を同時に設置するプラン。それから三つ目が既に太陽光パネルのみを設置している県民の皆様向けに蓄電池単体プラン。大きくその三つが提示されまして、先週9月9日から県ホームページで紹介しているところでございます。

吉田委員

既に太陽光発電設備を設置しているお家でも蓄電池のプランがあるということで、非常に楽しみなのですけれども、先ほどもありましたように、このプランの目標が2030年300戸というのがあったのです。この300戸というのは、2025年130戸とお聞きしているのですけれども、これは単年の目標の戸数というのでよろしいでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ロードマップの目標でもあります2025年130件、それと2050年300件というのは、単年度ではございませんで累計の数字でございます。ただ、現時点のものでありますので、ここはまた状況に応じて随時見直しを図ってまいりたい、そのように考えております。

吉田委員

先ほど山田委員からもありましたように、積算で2030年で300戸というのは、非常にもう桁が違うのではないかというような数字ではないかと思えます。耐震化されている県内の住宅が16万6,000戸とありましたけれども、これは是非見直していただいて、そのためには事業者も少し少ないかなと思えますので、この事業者は引き続き募集を続けるのでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま事業者の募集について御質問を頂きました。

先ほども申しましたように、現時点では2社となっております。それはやはりいわゆる県民にとって低額で導入できるということは、事業者さんには、それなりの事業体質が強くなければ経営的にやっていけないという御事情もございます。そういうことで、引き続き募集については、随時受け付けておりますので、できるだけたくさんの事業者さんからいろいろな御提案を頂けたら、そのように考えております。

吉田委員

まずは2社から始めていただいて、実績を積んで、これを段々増やしていけるようお願いしたいと思います。あと、新築住宅の件でもプランを持たれていると思えますけれども、これは今回出ていませんので、また付託のほうでお聞きしたいと思います。東京都が新築の建物に義務付けという制度を始めようとしていて、東京都にちょっと聞きに行ってみりましたので、この辺もまた共有して、付託委員会でもお願いしたいと思います。

あと、簡単にお聞きしたいのですけれども、まず今回先議になっております持続可能な畜産産業に向けた支援というのがあると思うのです。これは、飼料の自給率を高めてもらって燃油高騰の補助金を出すということで、一石二鳥と言えるような良い政策かと思うのですけれども、基本的なこととして、現在の畜産飼料の自給率はどうなっているかということ。国と県と両方とも分かればお願いいたします。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま吉田委員から、飼料の自給率について御質問いただきました。

国におきましては、飼料の自給率は、配合飼料は12パーセントで、粗飼料は76パーセントに全国的にはなっております。県におきましては、粗飼料の自給率は66パーセントでございます。配合飼料は、手元に資料を持っていませんので、また後日御回答させていただきたいと思っております。

吉田委員

ウクライナの情勢とも相まって、それと円安ということで、大変な打撃が畜産業に向いています。この大事な支援事業だと思うのですが、気候変動の観点からも、飼料の自給率を高めるということは大変大事なことなので、しっかりこの政策をやっていただいて、目標では豚と鳥が飼料自給率倍増ですね。牛のほうでは10パーセント増加ということなのですが、それはどれぐらいの戸数を想定されていますでしょうか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま吉田委員から、具体的に飼料自給率をどれぐらいの数字で計画しているのかと御質問いただきました。

今回9月補正予算で上げさせていただきます畜産経営改善GX推進事業におきましては、飼料自給率の向上におけるGXの推進に向け、県産飼料米の利用の倍増を目標に掲げておりまして、WCSの利用促進に向けた取組、生産性向上に向けた取組の二つを挙げておりまして、具体的に飼料米におきましては、平成3年度の利用実績が3,455トン基準としまして、令和4年度については要望調査の結果によりまして20パーセント増の4,194トンが見込まれておりますので、令和6年度は7,000トンに倍増するというふうな形で計画しております。粗飼料におきましては、令和2年度におきまして3万4,409トン。カロリーベースにしますと66パーセントでございますので、それを国の76パーセント、10パーセントを向上させるという目標で設定しております。

吉田委員

しっかりと取り組んでいただけたらと思っております。

もう1点、県土整備部の議案なのですが、これも先議で出ております。トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業について、少しだけ伺います。要件として、エコドライブの実施やハイブリット車などの環境対応車の導入などGXの推進に取り組むことを条件に、1台当たり支援額を決めて支援するというものなのですが、テレビ報道を2回見ましたが、ハイブリット車などの導入に対して1台当たり幾らというふうになっていたのです。この確認をまずさせてください。これは、保有しているトラックに対しての支援額で、要件としてハイブリット車などの環境対応車の導入となっていると理解していましたが、どちらが正しいのでしょうか。

佐野運輸政策課長

今、吉田委員から、このたび県土整備委員会の先議で提案させていただきました徳島県トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業の内容について御質問がございました。

報道等の中で、ハイブリット車を導入するという文言があったと思いますが、基本的に我々が対象としている内容といたしましては、燃油価格高騰によりまして影響を受けまずトラック運送事業者の負担軽減を図るため、GXの推進に取り組む事業者に対しまして、燃油価格高騰分の一部を支援するもので、この中で支援に対する事業者の条件を付けさせていただいているものでございます。その中で、取り組む内容といたしまして、燃費の向上や環境配慮につながるエコドライブの実施や環境対応車の導入などGXの推進に取り組むものという中で、その一つの事例といたしまして、環境対応車の名の中でハイブリット車という言葉を出させていただいただけでございます。ですから、この環境対応車の中には様々、電気自動車だったり、天然ガス車だったり、今であればクリーンディーゼル車、こういったものを必ず導入しろという話ではなくて、そういうような導入の検討。さらに、今の段階で我々、今回の事業対象車両といたしまして、約8,700台ほど運輸支局に登録されていることを確認しておりますが、その中で1パーセントぐらいハイブリット車を導入しているというのは聞いております。

ですから、そういう導入していただいている事業者も対象になりますし、今後そういうような検討をしていただく事業者も対象になります。あと、それが非常にハードルの大きな要件のような感じで見られますが、実はエコドライブの実施という項目の中におきましては、燃費の定量的な目標の設定とかアイドリングストップの励行、そして不要な急発進、急減速の回避、そしてエコタイヤの導入など、こういった通常行われている取組も、すぐに対応できるような項目も対象とさせていただいているというような状況です。ですから、そのハイブリット車を導入したものに対して支援をするという考え方ではございません。

吉田委員

報道を見られた方は多分誤解するような報道だったのです。ハイブリット車を導入した場合、1台につきというようなテロップが出ていましたので、ここのところはしっかりと説明していただきたいと思います。この事業は燃油価格高騰に大きな影響を受ける事業者の負担軽減を図るというのが大きな目的で、その辺、エコドライブという経費を掛けずに実践できるものでもいいということで、是非この機会に、そういうエコドライブの推進を進めていただきたいと思います。先ほどの畜産事業者とこのトラック事業者へのGX推進というものに関連するのですけれども、一つ要望したいことがあります。先議ではないのですけれども、小規模事業者の省エネルギー投資促進事業というのが、商工観光労働部のほうで今回の9月議会に出ているのです。小規模事業者ゼロエミッション加速事業ということで、省エネ診断を小規模事業者にどんどんしてもらおう。それで、国の補助金を使って補助率最大2分の1で、省エネルギーの機器やボイラーとかの機器を導入してもらおうという事業があるのです。このトラック運送事業者や先ほどの畜産事業者の中の小規模事業者に、是非この省エネルギー診断を受けていただいて、この事業を同時に連携しながら推進するというのが必要なのではないかと思ったのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

佐野運輸政策課長

吉田委員から、省エネルギー診断との連携をしたらどうかという御提案を頂きました。

今回我々としたしましては、基本は燃油価格高騰に伴う負担をされている方に対しての一時的な支援ということ、その中で今回GXの推進の取組によりまして、事業継続を図っていただきたいという、一つの契機にさせていただきたいということがございました。そういう趣旨で、一般的にトラック業界さんもこういった取組というのはやられております。そういうような広くやはり皆さんに改めてまた知っていただき、進めていただくということを基本にいたしまして、こういうことを設定させていただいておりますので、今の考え方に基づきまして、事業としては、しっかりやって対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

吉田委員

畜産事業者のほうの御答弁も同様ですかね。

平島農林水産政策課政策調査幹

吉田委員から、小規模事業者省エネルギー投資促進事業のことについての畜産事業者向けの御質問だったかと思えます。畜産のGX事業につきましては、配合飼料の事業の餌代支援としまして行ってまいります。それに合わせて小規模事業者ということで、エネルギー利用の最適化診断とか一緒にしてはどうかというような話なんですけれども。今まで経営とか、そういうことを畜産振興課のほうで指導はしておりますけれども、さらに、この事業に乗っていけるかどうか、また商工労働観光部とも連携しまして、省エネルギーに取り組んでいきたいと考えております。

吉田委員

それぞれの事業を目的に応じて、この提案どおりにきっちりと推進していくことが大変大事だと思います。しかし、この御時世ですので、せっかくの小規模事業者の省エネルギー投資促進というのを、それぞれの事業の応募の際には是非御紹介いただいて、更に省エネルギーが促進されるように、横の連携もとりながらやっていただきたいということを要望して終わります。

扶川委員

先の二人の質疑を聞いていて、私もちょっと補足で聞いておきたいことが何点かあるのと、別のこともお尋ねしたいのでお願いします。

まずイノシシの件ですけれど、10キロ圏内で野生の死亡イノシシがあったら検査するということですが、10キロ圏外とか、県下で捕獲されるイノシシについては、全部の検査はしないのですね。教えてください。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま扶川委員から、感染確認区域外のところでの検査をしないのかという御質問を頂きました。今現在におきましても、感染確認区域内、発見地点から10キロ圏内は重点的に実施しておりますが、感染確認区域外のところでも県下全域、死亡イノシシの通報があ

りましたら検査は実施しております。

扶川委員

既に死亡しているイノシシ以外の例えば猟師さんが捕獲したイノシシについても、血液サンプルを取っていただくようお願いして検査すれば、予防に効果的だと思うのですけれどもいかがですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま扶川委員から、猟師さんに血液の提供していただいて検査をしたら効果的という御質問を頂きました。今現在も捕獲イノシシと死亡イノシシ、両方平行して検査を実施しております、県下全域を対象として実施しております。

扶川委員

では、やっているということですね。それで今10キロ圏内、これまで死亡イノシシの10頭以外は1例もそういう感染が無いと、そういうことなのですね。分かりました。別の委員会で、どうやってイノシシがやってきたのかということを知りましたが、海を泳いで来る可能性もあるということでもびっくりしました。海を泳いで来るぐらいですから、元気なイノシシはどこへ行ってもおかしくないの、引き続き、そういう全頭検査して捕獲イノシシの監視を続けることが予防に役立つと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

それから、太陽光発電のことでも少しお尋ねをします。私の所にも太陽光パネルを載せているのですけれど、もうそろそろ買取り価格が下がってしまって、蓄電池をつけて自家消費したほうが有利なのではないかと思うのですが、踏み切るには、やはりそろばん勘定をするのです。当事者になると切実なので。そういうことがきちんと計算できるような情報提供。だから今、蓄電池はこのぐらいするものだと。それで、売電価格がこのぐらいに減ってしまうと。売るよりも自家消費したほうが有利だろうと。そうすると、蓄電池購入に踏み切りますよね。その後押しに蓄電池の補助をすると。セットでやると。そういうふうになると進みやすいと思うのですが、いかがですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、太陽光発電の導入について、経済性でありますとか、そういったシミュレーションをするとともに、そこに補助金をというお話がございました。

委員お話のとおり、やはり蓄電池は、まだまだ高額でございます。そういったことで、設置をするほうがいいのか、それとも自家消費をできるだけするほうが経済性が高いのかというものは当然出てくると思います。そういったところも含めて、今回のPPA制度につきましても、蓄電池単体プランも御用意させていただいておるということでございます。それはもうお気軽に無料で、設置費用とか、そのあたりのシミュレーションもやっていただければと思いますので、御相談いただけたらと思います。補助金につきましても、県内市町村でも補助しているところとしていないところもありまして、そのあたりは全体を見ながら県としてもどうしていくのか、できるだけ県民の皆様に自然エネルギーの導入と

いう観点からはどうすべきなのかは検討してまいりたい、そのように考えております。

扶川委員

先ほど太陽光発電については、吉田委員からも視察をされてこられたということで、すごいなと思いますが、その義務付けるところまで出てきていると。そのぐらい力を入れないといけないというのは私も賛成ですが、ただ強制するだけではいけないので、当然補助金制度を充実する中で、そういうことも可能になっていくと思います。東京都がどう進めているのか私も勉強しますが、県としてもそのぐらい踏み込んだ対策をとらなければ、自然エネルギーの導入につながっていかないとしますので、これは要望しておきたいと思います。

それから、里海づくりのことでお尋ねします。これは私が前からずっと議論してまいりました海ごみの除去の取組と、これこそセットで、学校で取り組む。海に行くのでありましたら、あるいは川に行くのでありましたら、そのごみの問題と水質の問題、水生生物の問題、セットでやはり取り組んでいただきたい。横に連携して、これこそ一つの取組としてやっていただきたいのですが、いかがですか。

相原環境管理課長

ただいま扶川委員から、里海づくりにおいて、海ごみの課題についても十分検討していく必要があるのではないかと御意見を頂きました。

委員お話しのとおり、今の里海づくりにおける課題の一つとして海ごみの問題もござります。そこで、今回、先ほど充実させていくと申しました環境教育の中では、里海づくりの一環として、海ごみについての講座も充実させることとしております。そういったいろいろな課題を県民と共有しつつ、より良い瀬戸内海の再生に向けて頑張っていきたいと考えております。

扶川委員

是非よろしく願いいたします。先日、島田島の海岸も見てまいりましたが、すごいものです。びっくりしました。とにかく自然環境を守ろう、水質を守ろうと言って海へ行ったら、ごみだらけで、そっちのほうにびっくりされたというようなことになると思います。今の海岸ってそんなものです。この問題を何とか解決しようという機運を盛り上げるのに、そういうセットの取組を是非お願いしたいと思います。

旧統一教会の話も出ました。これは緊急案件ということで、私も全然ここでやるつもりはなかったのですが、本会議の質問では取り上げようと思っていたのです。ついでに聞いておきますけど、その消費者教育の中で、靈感商法という言葉を使って、それがどういうものでどういう仕組みで違法なことが行われるのかということは、きちんと教育されていますか。教えてください。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、学校教育の消費者教育の中で、靈感商法がどのように扱われているのかといった御質問を頂きました。まず、本年4月1日から成年年齢が18歳に引き下

げられたことによりまして、18歳となった高校生が自らの意思で様々な契約ができるようになるなど、自己決定権が尊重されて積極的な社会参加が期待される一方で、いわゆる悪質業者のターゲットになることが懸念されるところです。このため、消費者教育においては、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる力を育成する消費者教育の充実が重要となってまいります。消費者教育については、家庭科における消費生活の授業や消費者庁作成教材の「社会への扉」を活用した授業、成年年齢引下げをテーマにした講演前授業を実施してきたところをごさいます。例えばマルチ商法、デート商法といった悪質商法についても具体的な事例を取り上げて指導することとなっております。それで、御指摘の靈感商法につきましては、消費者契約法上の不適切な勧誘で誤認、困惑して契約した場合に取り消しできる契約の一種という形で教科書の中で紹介されている例もごさいます。いわゆる悪質商法全般については、高校教育の中では消費者教育の一環として取り扱っているというのが現状でごさいます。

扶川委員

子供さん、若い人たちに関心を持って勉強していただく、その時々で起こっている事象を教材に取り込んでやるというのは、非常に効果的だろうと思うのです。例えばウクライナの問題が起きているから、平和の問題をもう1回勉強してみよう。それからLGBTのことでいろいろな社会事象が起こったから、それについて勉強してみようとかね。同じですよ。この靈感商法というものについても、今勉強してもらい必要があるだろうということなので、教材の中身を充実して、子供さんたちに議論していただく、勉強していただく必要があると思うのです。宗教の自由とは別次元の問題として、やはり違法行為、社会的に許されない行為の一類型として、信仰というものを利用して悪質な反社会的なことをやって損害を与えるということが世の中にはあるんだと。それをもう18歳にはきちんと認識した上で、契約を結んでいただくようにすると。そういうことで強化を願いたいのですが、どうですか。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、そのときの事象を授業の中で取り入れ、その中で靈感商法について議論させるような教育活動に取り組んだらどうかということでごさいます。靈感商法を時事問題として、現状どこまで取り上げているかというのは、今手元に調査などごさいませんけれども、自立した消費者として社会生活を行う上で、自らが物事を判断して主体的に考えていく、そうしたその能力をその高校教育の中で育成していくことについては重要だと思っております。御指摘のような時事問題などを取り上げながら、生徒同士で議論をする教育活動もそういった意味では有効であると考えておりまして、今のお答えとしては高校教育活動の中で、正に主体的、対話的で深い学びを実現するための教育活動の充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

政治的に先鋭化している問題だから、取り上げないなんていうのはいけない。社会に

出たときにもう18歳から有権者ですからね。投票しないとイケないわけですよ。やはり説明責任とか情報提供というのは、何で言われるかということ、行政に対して有権者が正しい判断をして、議員を選んだりすることができる、それに関わるからですよ。今のロシアみたいに情報統制をしていたようなことでは、まともな有権者は絶対育ちません。香港もそうですね。だから、その時事の問題に真正面から向き合って教育することが重要です。是非教材として取り組んでいただきたいということを改めて要望しておきたいと思います。

あらかじめちょっとお尋ねしようと思ったことについて、お尋ねをいたします。事前の県土整備委員会で宿題にして中途半端に残っておりました下水道の問題です。流域下水道の問題はもう20年来ずっと見直しを求めてまいりました。ここでも何度も申し上げていますが、ようやく見直しが進むと。計画を見直している流域下水道事業はじめ県下の下水道事業、これを漫然と継続するのに比べたら、合併浄化槽導入を進めるのは市町村の財政負担にとっても良いですし、実際事業が進んでいくので水環境のためにも良いと思います。ただ、合併浄化槽を個人管理にしますと、下水道に比べて不適正な処理が増えてしまうおそれがあるという問題が残ります。そこをカバーして自治体が自ら設置した浄化槽に責任を持つという市町村設置型の事業というのを是非とも進める必要があります。三好市が進んでいるということではありましたが、その三好市ではPFIの事業を導入しているということでした。この三好市のPFI事業について発表されている資料をインターネットで見えますと、コロナの影響による資材高騰で、転換が目標どおり進んでいないという問題は起きていますけれども、それでも汚水処理率というのは着実にアップしているし、個人設定型に比べて浄化槽の管理状況は非常に良くて、不適正な率というのは1パーセント台ということで、非常に少ないということが、令和2年度のモニタリング結果でも読み取れます。特別目的会社のSPCも黒字だということで、まあまあ順調にしているのではないかと思うのですよね。こういうやり方をほかの自治体でも積極的に推進することによって、汚水処理率の向上と地域の水環境の改善というのは図れると思うので、戦略的に進めていく必要が、これ見直しと併せてあると思うのです。それから単に下水道を減らすというだけではなくて、こんな適正な維持管理をされている合併浄化槽を増やすためにも、市町村設置型事業の促進をするべきだと思うのですよね。そのあたりの基本的な考え方なり、作戦なりを教えてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま扶川委員から、市町村設置型の浄化槽整備を進めていくべきではということで御質問いただきました。市町村設置型の浄化槽整備といいますのは、市町村が実施主体となって個人宅や事業者等への浄化槽の設置を行って、その後清掃、保守点検、法定検査、適正な維持管理を実施し、使用者から使用料を徴収するなど一連の業務を行うものであります。本県では現在、三好市と東みよし町において事業が実施されているところであります。この事業の特徴としましては、下水道や集落排水施設と同様に広域的な汚水処理サービスの平準化が図られること、また市町村が管理者となることから維持管理が適切で確実に実施できると。また、個人の浄化槽本体の設置工事費の負担が1割で済むなどいろいろメリットがございます。一方で、市町村が事業主体となることから、市町村職員の事務量や人件費などが増加すること、また浄化槽本体の設置工事費とは別に配管の工事費や

既存の浄化槽、くみ取り槽の撤去費などは、個人が実施する必要がありまして、個人の理解と協力というのにも必要となります。このため、市町村としてなかなか事業に着手できていないということも考えられます。このため、PFI方式を導入することで、民間の資金とノウハウを活用することで、これら多くの課題を解決することもできると考えられますので、県としましては、市町村に対してPFI方式の導入も含め、市町村設置型の浄化槽整備事業への着手を積極的に働きかけているところであります。

扶川委員

積極的に進めるという立場だということは分かりましたが、なかなか研究不足なのでしょうか、情報不足なのでしょうか。それから展開がまだ進んでいないからなのでしょうか、市町村設置型というのはなかなか進んでおりません。これを一気に進めていくということで、それぞれの市町村に対して正しい情報提供なり、何といてもPFIの導入をやったら面倒くさいでしょうから、そのあたりの手取り足取りの支援をして進めていただきたいというふうに思います。

次にお尋ねしたいのが水素のことです。グリーン社会推進課水素グリッド推進室で、大阪・関西万博に向けたGX発信力強化という事業が今回出て、さっきも予算の説明がありました。これは、大阪・関西万博に、この徳島バーチャルパビリオンというのが出展されて、そこで徳島県が水素を一生懸命やっていますよという宣伝をするのですか。ちょっと説明してください。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員から、この委員会資料にございます水素のバーチャルパビリオンを利用した事業について御質問いただきました。

今、政策創造部におきまして、バーチャルパビリオンということで、大阪・関西万博に向けた機運醸成を図るためのVR等を活用した疑似体験のサイトが既に完成しております。先般阿波踊りの企画ですとか情報発信をしております。そこと連携・活用いたしまして、水素社会というものを実感いただけるようなコンテンツを作成して、県民の皆様には体験・体感いただくようなバーチャルパビリオン、VRを使ったシステムを構築して情報発信をして、脱炭素への皆さんの意識を高めたいと考えております。

扶川委員

それに1,000万円掛かるのですね。そういうものを、ソフトを作るのに。そうなのですか。前から私はずっと水素については先走りし過ぎてると思うのですが、以前に2020年の総務委員会で、水素のエネルギーの問題をまとめて議論したことがありまして、ちょっと振り返って見たのですが、その時に水素自動車の目標というのが2030年度にFCV3,600台、FCバス20台という数値でした。2年間それぞれ何台に増えましたか。

加藤水素グリッド推進室長

FCバス、FCVにつきましての実績値ということでございますが、こちら運輸支局に確認いたしましたところ、いわゆる水素自動車、燃料電池自動車が直近の数字で41台、県

内に登録されていると聞いております。F Cバスにつきましては、徳島バスに導入いただいた2台が県内で運行しております。

扶川委員

10年後の目標で当時21台でしたが、それを3,600台に増やすという計画なのですね。今41台ですね。こういうふうに急増していかなければ達成できませんよね、これからね。そのためには、実際に水素活用のいろんな条件が全国的に整ってこなければいけないと思うのです。私は、東亜合成株式会社の合成水素について議論してきましたけれど、現在、C O₂フリーのグリーン水素が使用できる環境というのは、それ以外に整っていますか。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員から、県内の水素ステーションの状況につきまして御質問いただきました。

今、扶川委員からもございました副生水素を利用した水素の供給拠点というものが東亜合成株式会社にごさいますして、同じく東亜合成株式会社で運営いただいております移動式の水素ステーションというのが、週の半分は万代ふ頭にごさいますして、もう半分は道の駅いたのにございます。一般の皆さんにはそちらで水素の充填ができる環境となっております。併せて県庁舎のほうにはSHS水素ステーション、自然エネルギー由来の水素ステーションにごさいますして、県の公用車7台にこちらで充填しております。あと、空港のほうにも同じようなステーションにごさいますして、こちらにはF Cフォークリフト、燃料電池のフォークリフトに充填する水素ステーションが設置されております。

扶川委員

41台の自動車、2台のバスに供給するぐらいは相当なかったら走りませんからできているのでしょうか、そのうちの自然エネルギー由来のものと、そうでないものの内訳を私は知りたかったのです。前にも聞きましたよね。副生水素のうち、どれだけがもともと廃棄されていたものなのか、もともと工業材料として活用されていたものなんか内訳は分からないということでした。県庁の分は自然エネルギー由来でいいですよ。副生水素は分からない。空港のF C Vはどうなのですか。この水素はどうやって作られているのですか。

加藤水素グリッド推進室長

空港にも現在県庁と同じSHSにごさいますして、こちらでも太陽光エネルギーを利用した水素を供給しております。

扶川委員

それでは、取りあえず今走っている車については、相当部分が自然エネルギー由来だということですね。問題はこれを3,600台に増やしていく。バス20台に増やしていくためには、どの程度そのステーションを作らなければいけないのでしょうか。これは目標は持っているのですか。

加藤水素グリッド推進室長

目標値に関しまして、水素ステーションをどれぐらい増やしていくかにつきましては、今後どれぐらいの規模で県内の水素需要が増えるかということにも鑑みまして、引き続き検討させていただければと思います。

扶川委員

だからね、技術開発もあって実現するのだということで見通しを持っていくのであれば、せめて、この2030年度には水素ステーションを、それも自然由来の水素ステーションを県内に何か所置くんだぐらいの目標を持たないと。そういう具体的な見通しを示さずに、バラ色の夢だけを先行させるのに私は違和感があるのですよ。だから、この事業についても違和感があるわけです。それで、いろいろな技術を実現するというのであれば、EVの弱点と言われている充電時間についても、今後、例えば固体電池の開発で劇的に短くなる可能性もあります。それから、大型の車や船舶なんか除いたら、恐らくEVのほうで圧倒的なシェアになるのはもう目に見えています。長い距離を走れないからということを行いますけれど、家庭でEVに充電できる仕組みが普及していけば、これ結構便利でありまして、スタンドまで行って入れなくていいわけですから。それで500キロ、600キロ走れば、県内を走る分には全然問題ないでしょ。違うのですか。そのように私はインターネットで見ましたけれどね。そういう仕組みになっていくのではないかと私は思うのです。だから、まだグリーン水素の見通しが不十分のうちから先行していくと、この空港のステーションにしても、県庁のステーションにしても大枚はたいていると思いますし、バスもそうですけれど、大きなお金が掛かっている。それちょっとやり過ぎなのではないかなと私は思うわけです。また後で結構ですから、この水素については、これまで県としてどれだけトータルのお金を投入してきたのか、整理して資料をください。そういうことも率直に出して、水素のことを議論するなり、検討していかないと、1,000万円掛けて、ただ単に県がやろうとしている施策の宣伝に終わってしまいます。あんなに夢を描いていたのに、2030年蓋を開けたら、言っていたのとちょっと違うではないかと言われたら困るでしょう。そうならないようにしていただきたいわけです。自然エネルギー推進は賛成ですし、水素エネルギーは当然推進すべきだと私は思います。思いますけれども、そのあたりを踏まえて、きちんとした資料に基づいた啓発なり、宣伝なり、バーチャルパビリオンの展示をしていただきたい。具体的には今の現状、普及状況、バラ色の夢だけではなくて、それが今どういう課題を持っているかみたいなことも含めて、勉強していただく場にしていただきたいと思います。宣伝のために1,000万円だと意味がないと思いますが、いかがですか。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員から、水素の普及状況と今回のPR、啓発、プロモーションについての関係につきまして御質問いただきました。

おっしゃるとおり、水素についての普及状況がまだまだこれからであるというような御指摘だと思います。もちろん、であるからこそその機運醸成、情報発信というものをして、県民の皆さんの意識を高めていただくということも重要であるかと考えておりますので、

今回の事業を積極的に活用して、水素社会に向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

もう1点だけ。これまでも議論しましたが、企業局のほうでも聞きました。太陽光発電設備をもうあと載せればいいというような状態になっている県の建物があるのですよね。それ、まだ載せていません。県の所有する建物で、全部そのあたり点検をして、載せられるもの全て載せているのでしょうか。そのあたりの実態を教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、県有施設の太陽光発電設備の設置について御質問を頂きました。

現在、ある程度条件を付けまして、職員が常駐して平日の昼間に業務を行い、これは自家消費するというございます。これらの141施設のうち、太陽光発電施設が未設置である83施設に当たる施設から調査をしております。今年度の目標としましては、5施設、ここに太陽光発電設備を設置できるように現在進めておるところでございます。

扶川委員

ちなみにその5施設にかかる費用、予算は幾らですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

これは屋根の形状にもよりますけれど、屋根の形状によって改修等が必要な場合ということで、5施設分、1施設200万円で、1,000万円の予算を計上してございます。

扶川委員

1,000万円ですね、5施設。それで載せられるのなら、啓発もいいのだけれど、太陽光発電設備を県有施設に載せていくのが先なのではないかなというのが私の意見です。1億円の水素バスもいいですけどね。県が出すのは2台で8,000万円でしたか。ちょっとうる覚えの数字で違っていたら教えてほしいんですけど、それだけの金があったら8倍、40施設。83施設の半分に太陽光発電設備を載せられるではないですか。やるべきことの順序がちょっと私は疑問だと思います。そうやって、クリーンな水素を作った分に応じて、水素自動車を導入するとかね。いろいろ順序が違うのではないかと私は思います。ZEB化の目標というのを県有施設全体に持ってほしいということも議論してまいりました。太陽光発電だけの問題ではなくて、いろいろな方法で冷暖房の効率を上げるとか、ZEB化の取組を進めるべきだと思います。それで、これ県土整備部だけではなくて、あらゆる県有施設について、企業局もZEB化というのを目標を持って取り組んでいくべきだということを議論してまいりました。そのあたり、他部局とも連携してZEB化を進めるという答弁を頂いていますけれど、改めてその目標を立てるとしたら、具体的にどうやっていくのか、もう一遍御答弁ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から県有施設のZEB化についての目標ということで御質問いただきました。

前にも申しましたように、県有施設のZEB化につきましては、当然関係部局と連携しながら、建物の省エネルギー、創エネルギーができますよう取り組んでいくことはもちろんのことでございますので、目標につきましては、現時点で幾つするとは申し上げられませんが、できるだけ今後、新設される施設については当然のことながら、予算の関係もありますけれど、ZEB化が図られることが良いのではないかとそのように考えています。

扶川委員

そういうことで、これは前に言っていますけれど、新ホール、他部局ですけれど、当初の案では、葉っぱの上に花びらですか、一部太陽光発電設備の絵が見受けられたのですけれど、最近一切聞きません。ああいう所にも、きちんと太陽光を活用すべきですよ。当初の競い合った案の中には、屋根の全面を太陽光発電設備にする案もありましたよね。それをあえて採用せずに、今の案で造っていくようなことをやったのは、やはり、ZEB化の目標を県全体として、きちんと意識して力を入れて、知事先頭にやらないから、そういうことになるのではないかと私は思っているのですよ。担当部局だけで進む話ではないですけど、そこはもう1回、目標をきちんと持って、それを達成するためにどうすれば良いかという具体的な努力をしていただきたいです。目標を立ててやっていくつもりはありますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ZEB化の目標というお話でございます。今後とも委員のお話もございましたように、先に私も申しましたが、ZEB化というのは非常に重要な取組であると考えておりますので、引き続き関係部局と連携を取り検討してまいりたいと、そのように考えております。

寺井委員

扶川委員から、いろいろ話がありましたが、この第9次総量削減計画の概要の中で、5番目の各種施策の中で、今、合併浄化槽の話が出たのですけれども、これは、普通、合併浄化槽を作ると、業者の点検とそれから法定検査をする必要がありますよね。そこまでやらないと、本当にきれいな水が流れないというならば、この法定検査の部分、前にも誰か質問をしていたように思うのですけれど、いわゆる合併浄化槽の数と法定検査を受けている数は同じなのですか。

姫氏原水・環境課長

ただいま寺井委員から、合併処理浄化槽の数と法定検査を受ける数が同じかどうかという御質問だったかと思えます。

現在、県内には合併処理浄化槽がおおむね約8万基あるということを伺っています。それで、その中でも法定検査を受けていただいている方、また受けていच्छゃらない方というのはそれぞれおいでまして、届出のある合併処理浄化槽で、法定検査を受けられてい

る方というのが、手元の資料で4万6,000人ほどということで、8万ほど合併処理浄化槽があるのですけれど、率でいうと半数強ぐらいの人しか受けていないということでございます。

寺井委員

こういうふうな微妙な世界ですけれども、本来ならば、法定検査まで受けてクリーンな水が流れるという世界であったとするならば、このようにやはり推進しないとおかしいなと。年間5,000円ぐらいいくのかな。県としては、どんなふうこれからしようとしているのですか。まだ50パーセントしか受けていないですけれど。

姫氏原水・環境課長

法定検査の受検に関する御質問かと思えます。法定検査につきましては、今、合併処理浄化槽の数で申しあげましたけれど、県内全体でいうと今6割強の方が法定検査を受けていただいております。ただ、やはり委員おっしゃるように、法定検査というのも皆が受けて初めて意味があるものということで考えておまして、それについては、法定検査を実施しております環境技術センターとも連携して、皆さんに受けていただけるよう啓発活動を続けているところでございます。引き続き、こういった活動を続けて、法定検査を受けていただけるように努めてまいりたいと考えております。

寺井委員

まだ半分ぐらいしか入っていないのだけれど、これはやはり、本当にきちんとやるのだとするならば、そこらをきちんと徹底しないと意味がないと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

もう1点、基盤となる施策の推進のところで、里海づくりですけれども、子供たちへの水環境教育の充実とあるのです。これ、お話として出てくるのは、よく子供たちも含めて教育の中でという話があるのだけれど、教育委員会では、例えばこの事業を推進していくときに、1回ぐらいの説明ではなくて、カリキュラムの中に入れていくのかとか、そのくらい徹底しないと意味がないと思うのですけれども、この点について聞きたいと思えます。

相原環境管理課長

ただいま子供たちへの水環境教育について、1回ではなく、学校のカリキュラムの中へ取り入れることが重要ではないかとの御意見を頂きました。

委員のおっしゃるとおりだと考えております。環境管理課としましては、里海教育の一環といたしまして、里海スクールという制度を設けております。これについては、平成30年度からしているのですけれど、毎年一つの小学校を対象にして、複数回、自分たちの身近な環境について学ぶ実地講座も含むような、楽しく学べる講座を実施しております。これまでの実績としましては、平成30年度は鳴門東小学校、令和元年度は広野小学校、令和2年度はコロナのため中止といたしましたが、令和3年度は日和佐小学校、そして今年度は阿波市の大俣小学校のほうで春から秋にかけて、連続した複数回の講座で子供た

ちと一緒に楽しく環境教育をしているところであり、そういった取組については重要と考えております。

寺井委員

分かりました。現実には何か所もやられているし、複数回やられてるということで、安心はするわけですが、小さい子供たちに1回ぐらい見せただけでは、もう本当に意識なんかは持てないと思うのですよね。そのときはああと思うのでしょうか、やはりこれをきちんと意識を持って行動ができるような世界をつくっていかないといけないので、是非教育の中のカリキュラムに取り入れて、年間を通じてやるとか、そういうのを入れてほしいなと思います。

姫氏原水・環境課長

先ほど寺井委員からの質問で、合併処理浄化槽と全体で法定検査を受けている方の数字に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

合併処理浄化槽をつけられている方で、今、法定検査の受検率としては約70パーセント。単独処理の方が約54パーセント、全体で言いますと約61パーセントぐらいの方が法定検査を受けていただいているというところがございます。引き続き、官民協働の取組を続けまして、法定検査の受検率の向上につなげてまいりたいと考えております。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時27分）